

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	海老名中央地域包括支援センター
所在地	神奈川県海老名市中央 1-18-33 エクシードカネコ1階
事業者指定番号	1404200048 号
管理者・連絡先	管理者： 角川 隆之 連絡先： 046-234-2973（直通）

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者（看護師）	- 所属職員の指導監督 - 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用の申込みに係る調整 - 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う - 担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させる	常勤・兼務 1名
看護師	- 介護予防サービス計画の作成 - 解決すべき課題の把握 - 利用者様宅への訪問 - サービス担当者会議 - 介護予防サービス事業者よりサービスの実施状況や利用者様の状態等に関する報告を聴取する - 介護予防サービスの目標達成状況の評価 等	常勤・兼務 1名以上
社会福祉士		常勤・専任 1名以上
主任介護支援専門員		常勤・専任 1名以上
介護支援専門員		常勤・専任 1名以上

3 通常の事業の実施地域

海老名市 （勝瀬・中央・国分南・国分北地区）

4 サービス提供時間

区 分	平 日（月～金）	土曜日・日曜日	休祭日
提 供 時 間	8：30～17：00	休み	休み

（注）年末年始（毎年12月30日～1月3日）は「休祭日」の扱いとなります。

5 サービスの提供と内容

別紙1 「サービス提供の標準的な流れ」参照

- ・介護予防サービス計画書は基本方針及び利用者様の希望に基づき作成されるものです。
- ・利用者様またはそのご家族は、利用者様が病院または診療所に入院する際、担当職員の氏名及び事業所の連絡先を当該病院または診療所にお伝えください。
- ・利用者様は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

6 利用料金について

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの費用

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、事業者もしくは委託事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

※ただし保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき介護度に応じて上記料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 担当職員が通常の事業の実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

・自動車の場合

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり1回20円（消費税別）

・公共交通機関を利用した場合は、かかった費用（実費）をいただきます。

7 当法人のサービスの方針等

(1) 利用者様の心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

(2) 利用者様の心身の状況やその環境に応じて利用者様の選択に基づき、利用者様の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

(3) 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場にたって、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービスに不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

(5) 関係市町村、他の地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めます。

8 職員の研修

職員の質を保つために定期的な研修を実施するとともに、下記取り組みを実施しています。

① 虐待防止委員会 ② 感染症対策委員会 ③ 事業継続計画

9 秘密保持

・事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

・事業者は、担当職員の他、従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

・事業者は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合には、利用者にサービ

スを提供する事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

10 事故発生時の対応

- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

11 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12 身体拘束等の原則禁止

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

13 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所相談窓口	電話番号	046-234-2973（直通）
	FAX番号	046-234-2974
	管理者	角川 隆之
	対応時間	月～金 8：30～17：00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

海老名市介護保険課 （介護保険相談窓口）	所在地	海老名市勝瀬175-1
	電話番号	046-235-8232（直通）
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地	横浜市西区楠木町27番地1
	電話番号	045-329-3447

1 4 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス
代表者名	理事長 贅 正基
法人所在地・電話	神奈川県海老名市中央 4-16-1 TEL 046-233-1311

【 説明確認欄 】

年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス
海老名中央地域包括支援センター

説明者 印

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 氏 名 印

（ 代理人又は立会人
氏 名 印
（続柄 ） ）